

岡崎市公共工事特記仕様書（ H23.04 ）

本工事は、この特記仕様書によるほか土木工事標準仕様書（愛知県建設部）に基づき施工するものとする。

（公表歩掛の参考明示）

1 条 この設計書に記載されている歩掛等は、標準的な施工方法を参考明示したものであり、設計図書に特別の定めのある場合を除き、指定するものではない。

（設計図書の変更）

2 条 設計図書の変更手続きは「岡崎市工事変更事務取扱要領」の規定によるものとする。

（設計図書の照査）

3 条 請負者は、着手前に自らの負担により設計図書の照査を行い、工事打合簿に「照査チェック表」を添付して監督職員に報告しなければならない。確認事実がある場合は確認できる資料等を監督職員に提出し確認を求めなければならない。また施工途中において、設計図書と施工条件、仕様書を照査し現場と相違がある場合は工事打合簿に確認できる資料等を添付し事前に監督職員と協議しなければならない。

（施工計画書）

4 条 施工計画書の作成にあたり、請負代金額1000万円未満の工事及び単価契約工事については記載内容の一部を省略することができる。省略できる項目は（3）現場組織表、（5）指定機械及び主要機械、（6）主要資材、（11）環境対策、（12）現場作業環境の整備とする。ただし、監督職員が提出を指示するものはこの限りでない。

2 変更施工計画書の提出が必要な重要な変更は、以下に該当する場合をいう。

- （1）新規工種の追加
- （2）安全管理方法の変更

（施工上の創意工夫）

5 条 請負者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫（事故防止対策における安全活動を含む。）や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項については、事前に施工計画書に記載するとともに、実施状況の説明資料を所定の様式等により工事完了時まで提出しなければならない。

（コリンズ登録）

6 条 請負者は、受注時又は変更時において請負代金額500万円以上の建設工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認（署名、押印）を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完了後10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。なお、登録内容の変更とは、工期、現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者の変更をいう。

ただし、請負代金額が2,500万円未満から2,500万円以上に変更契約された場合には変更時登録を行うものとする。

また、請負者は登録機関発行の「登録内容確認書」をダウンロードした際には、その写しを監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。

2 請負者は、完成時に作成する工事实績情報としての「登録のための確認のお願い」については最終契約変更の内容を登録しなければならない。

- 3 請負者は、契約変更により請負代金額が500万円未満になった場合には、登録抹消のため「登録のための確認のお願い」の削除手続きを行わなければならない。なお、請負代金額が500万円未満から500万円以上に契約変更された場合には、変更契約時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し登録しなければならない。

(工事従事者証の着用)

- 7条 請負者は、工事現場内においてすべての工事従事者に氏名、顔写真、所属会社の商号又は名称及び社印の入った工事従事者証(名札)を着用させなければならない。(別添作成例1)

(建設副産物の処理)

- 8条 請負者は、建設副産物の処理に当たっては、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)(以下「建設リサイクル法」)により適正に処理しなければならない。また、その処理方法等についてはあらかじめ**施工計画書に記載し、マニフェスト管理台帳を作成して、監督職員に提出するとともに、完成検査時には、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を検査職員に提示しなければならない。**
 - 2 請負者は、「建設リサイクルデータ 統合システム(CREDAS)」によりデータを作成し、工事完成後、速やかに監督職員へ電子データと打ち出し様式の2種類で提出しなければならない。
 - 3 産業廃棄物を運搬する車両については産業廃棄物等運搬車である旨の表示をし、運搬内容に関する書面を備え付けなければならない。(別添表示例)
産業廃棄物の運搬を委託する場合は、当該委託者の産業廃棄物収集運搬業の許可が必要です。
 - 4 本工事で発生する産業廃棄物のうち愛知県内の最終処分場に運搬する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理しなければならない。
 - 5 本工事で発生する土砂を民地の造成工事等で使用する場合は、必ず、書面により当該土地所有者又は管理者の同意を得なければならない。なお、工事完了後も請負者が所有する土地に当該発生土を貯留する場合は、その処理について請負者がすべての責任を負うものとする。
農地を埋立て・盛土をする場合は、事前に当該地域の農業委員会に相談し、必要な法的手続きをしなければなりません。

(リサイクル資材の活用)

- 9条 使用する資材は、リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」を遵守し、あいくる材(愛知県リサイクル資材評価制度の認定資材)等のリサイクル資材の利用に努めなければならない。なお、本工事では再生加熱アスファルト混合物・再生路盤材・再生コンクリート2次製品の中で該当する品目についてあいくる材の利用に努め、あいくる材の使用実績を愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱に基づき、様式8あいくる材使用状況報告書と様式9あいくる材使用実績集約表を電子データで監督職員に提出しなければならない。

あいくるHP <http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/unyo.html>

- 2 岡崎市中心部クリーンセンターから生成される溶融スラグ(以下「岡崎市一般廃棄物溶融スラグ」という。)の率先利用を図るため、「岡崎市一般廃棄物溶融スラグ率先利用方針」を遵守し、岡崎市一般廃棄物溶融スラグを使用した資材(以下「岡崎市溶融スラグ資材」という。)の率先利用に努めなければならない。なお、本工事では「岡崎市溶融スラグ利用基準」に規定する品目については、岡崎市溶融スラグ資材を原則として利用するものとする。ただし、岡崎市溶融スラグ資材の入手が困難等やむを得ないときは、その旨を監督職員と文書で協議し承認を得て、他の資材を利用できるものとする。

溶融スラグHP <http://www.city.okazaki.aichi.jp/menu9871.html>

(岡崎市環境マネジメントシステムの取組みへの協力)

10条 建設工事にあたっては、岡崎市環境マネジメントシステムの取組み内容を十分理解するとともに、監督職員の指導の下、「市の建設工事に係る環境配慮手順書」による環境配慮事項への取組みに協力しなければならない。

(工事掲示板等の作成)

11条 工事掲示板等については以下の仕様とする。(別添作成例2、3、4)

- (1)平成18年3月31日改正(国土交通省道路局)「道路工事現場における標示施設等の設置基準」及び、平成19年4月(愛知県建設部)「道路工事保安設備設置基準(案)」に基づき、別添作成例2、3を参考に監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打ち合わせを行い、市民の視点に立った分かりやすい道路工事情報の提供に努めなければならない。また交通に支障のない工事についても、同様に市民に対して工事情報の提供に努めるものとする。
- (2)建設業許可票の掲示については、40cm×40cm以上とし、下請負人を含めたすべてを公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。ただし、現場の状況等から周辺環境並びに公衆の安全等に影響を及ぼす危険性が予想される場合に限り、書面により監督職員の承諾を得て、一覧表による掲示に代えることができる。(別添作成例4)また、労災保険関係等の掲示については縦40cm×横50cmとする。
- (3)建設業退職金共済制度(建退共)に加入している場合は、工事現場の見やすい場所に現場標識(シール等)を表示しなければならない。
- (4)工事現場に掲示板等が十分に設置できない場合は、主看板に建設業許可票等を併せて表示するなど、適切な掲示に努めるものとする。
- (5)市民等からの問合せの際に工事を特定するための識別記号として主看板に「お問合せ番号」を記載するものとし、記載内容については監督職員に確認を得なければならない。
- (6)請負代金額2,500万円以上の工事は、工事掲示板に間伐材又はあいくる材を使用するものとする。また請負代金額2,500万円未満の工事についても間伐材又はあいくる材を使用するよう努めるものとする。
- (7)請負代金額500万円以上の工事で、工事の一部を下請負人に請負わせる場合は、1次下請総額の如何に関わらず各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、該当工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

(履行報告)

12条 請負者は、毎月5日までに、前月までの履行状況を工事履行報告書と実施工程表により監督職員に提出しなければならない。

(手すり先行足場)

13条 足場を設置する場合には、「手すり先行工法等に関するガイドライン(別紙2)働きやすい安心感のある足場に関する基準(厚生労働省 平成21年4月)」によるものとする。なお、実施状況を工事写真等に記録し、速やかに監督職員へ提出しなければならない。

(交通誘導員の配置)

14条 請負者は、交通誘導員のうち1人は有資格者(公安委員会の検定資格者)としなければならない。ただし、有資格者が配置できないやむを得ない理由がある場合は、書面により監督職員の承諾を得て交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者としてすることができる。

- 2 交通誘導員の配置については、設計図書及び特記仕様書に基づくものとするが、配置計画等について、現場条件、施工方法又は地元、警察協議等十分に勘案のうえ監督職員と協議を行い、施工計画書等に記載し、提出しなければならない。また、設計条件等の変更に伴い配置計画を変更する場合は、書面により監督職員と事前協議を行うものとする。

(工事写真の電子納品)

15条 工事写真については、原則、当初請負代金額200万円以上を対象として電子納品とする。

- 2 「愛知県電子納品運用ガイドライン(案)」及びその中に示す各種要領・基準に基づき作成し、国土交通省の「電子納品チェックシステム」によるチェック結果と共に提出するものとする。

国土交通省 C A L S 『電子納品チェックシステム』

http://www.cals-ed.go.jp/index_dl.htm

(退職金制度の確認)

16条 請負者は、退職金制度を確認できる書類を、監督職員に提示しなければならない。

- 例) ・ 建設業退職金共済制度 . . . 建設業退職金共済契約者証 (写)
- ・ 中小企業退職金共済制度 . . . 中小企業退職金共済本部発行の証明書 (写)
 - ・ 特定退職金共済制度 . . . 各退職金共済組合発行の証明書 (写)
 - ・ 事業所独自の制度等 . . . 就業規則等の写し (抜粋で可)

(現場代理人の常駐)

17条 現場代理人の常駐の運用は、「現場代理人の常駐義務の緩和について (通知) 」 (平成21年10月14日付21技第359号) によるものとする。

【別紙】

(作成例1) 工事従事者証

	氏名 岡崎 太郎
	株式会社 岡崎建設 印 (電話) 0564 (23) 1234

工事従事者証の大きさは名刺サイズとし、胸章又はヘルメット等わかりやすい場所に表示するものとする。

(作成例2) 工事看板(土木系)

主看板

ご迷惑をおかけします

この工事は、道路の舗装をきれいにしています。

平成 年 月 日まで
 時間帯 : ~ :

道路改良工事

お問合せ番号 22道建1234

発注者 岡崎市 部 課
(電話) * - * - *

施工者 建設株式会社
(電話) * - * - * / * - * - * (夜間) 責任者:

1,400mm

1,100mm

補助看板

建設業の
許可票
(40×40cm以上)

施工体系図
(A3版以上)

労災保険
関係成立票
(縦40×横50cm)

建退共
現場標識
(シル)

550mm 程度

工事看板等が現場周辺に十分に設置できない場合は、監督職員と掲示方法等について協議すること。

主看板(縦1.4m×横1.1m)の標示内容

- ・工事内容: 工事内容、目的等を記載
- ・工事期間: 交通に支障を来たす実際の工事期間の終了日と時間帯
- ・工事種別:
- ・お問合せ番号: 原則として本請負工事契約番号の下6桁の通し番号(有効数字のみ)とし、担当工事監督職員に確認のうえ工事看板等に記載すること。
 22 道建 1234
 年度 発注課略号 通し番号
 : 水道局は起工番号とする。
 水工 1 001
 発注課略号 科目番号 起工番号

- ・施工主体(発注者)と施工業者(請負者)の名称および連絡先

施工者の連絡先

作業時のほか、夜間等の休業時における緊急時の対応に支障のないように、予め責任者を定め、氏名及び連絡先を記載すること。

下記のものを、主看板の半分程度の補助看板を用いて現場に標示すること。

- ・建設業の許可票
- ・労災保険関係成立票
- ・施工体系図
- ・建退共現場標識(シル等)

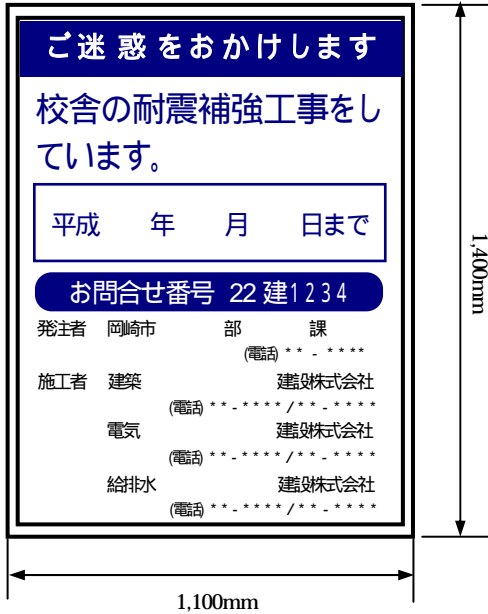
施工体系図について

A3版以上の大きさとし、印刷物の場合は、透明シートファイル等で風雨に対して十分耐久性を持たせる形態で掲示すること。

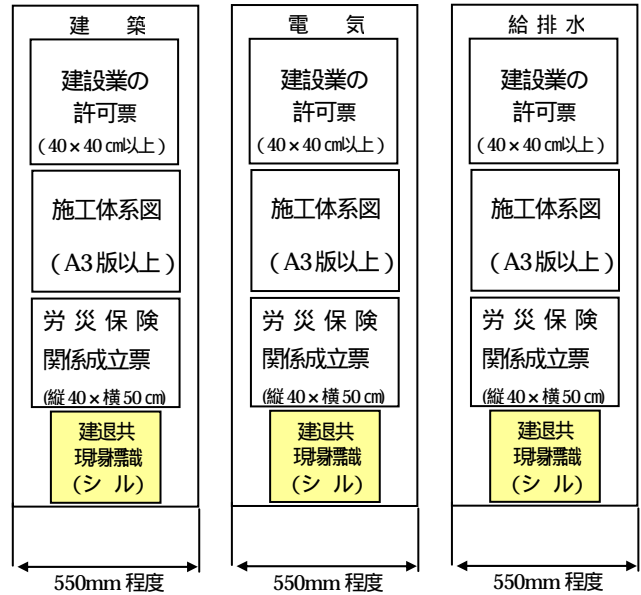
(作成例3) 工事看板(建築系)

・耐震補強工事の工事看板記載例

主看板



補助看板



同一目的で分離発注された建築工事、電気工事、給排水衛生工事の場合の「工事目的」は、代表で建築工事の内容を記載する。

「お問合せ番号」についても同上とする。

上記は、記載例であり詳細は、受発注者で協議すること。

(作成例4) 建設業許可票一覧表

建設業許可票一覧表							
商号又は名称	代表者の氏名	主任技術者の氏名	専任の有無	資格者証交付番号	一般又は特定建設業の別	許可番号	許可年月日

一覧表揭示の条件

現場状況等から周辺環境並びに公衆の安全等に影響を及ぼす危険性が予想される場合に限り、書面により発注者の承諾を得て使用する。

< 自己運搬の場合 >

産業廃棄物、特別管理産業廃棄物収集運搬車の表示例

・車両の両側面に表示が必要です。

産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表記

- ・識別しやすい色の文字
- ・140ポイント（4.9センチ）以上の大きさの文字⁽¹⁾



請負業者（排出事業者）名称の表示

- ・識別しやすい色の文字
- ・90ポイント（3.2センチ）以上の大きさの文字⁽¹⁾

注記（1）JIS Z 8305 で規定されている大きさ

1ポイント=0.3514mm（1/72インチ）

（2）JIS Z 8305 で規定されている大きさを 1mm 単位で切り上げた数値です。

< 自己運搬の場合 >

収集運搬車両に備え付ける書面（例）

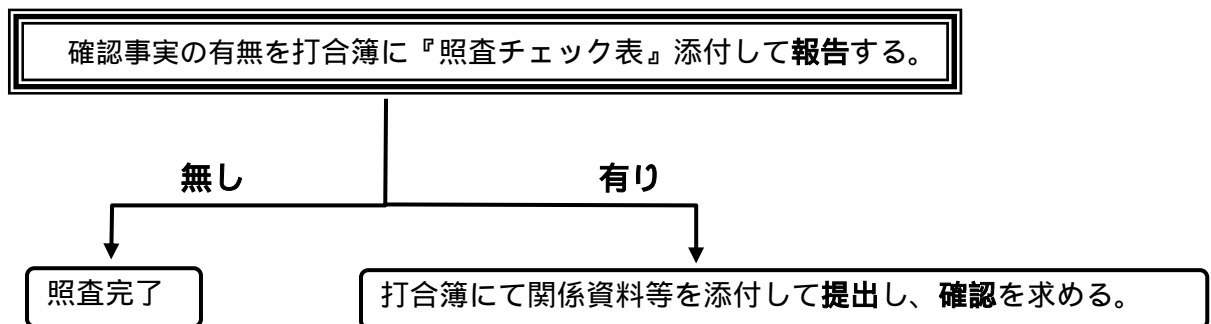
運搬者の氏名又は名称		住所			
		連絡先	() -		
運搬する産業廃棄物	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物	数量	
	燃え殻	ゴムくず	引火性廃油	特定有害汚泥	単位
	汚泥	金属くず	腐食性廃酸	特定有害廃酸	
	廃油	鋳さい	腐食性廃アルカリ	特定有害廃アルカリ	
	廃酸	がれき類	感染性産業廃棄物	令第2条第13号	
	廃アルカリ	動物のふん尿	特定有害廃PCB等	特定有害廃棄物	
	廃プラスチック類	動物の死体	特定有害廃PCB汚染物		t・m ³ kg・リットル
	紙くず	ダスト類(ばいじん)	特定有害指定下水道汚泥		
	木くず	13号廃棄物	特定有害鋳さい		
	繊維くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	特定有害廃石綿等		
動植物性残さ		特定有害ダスト類			
動物系固形不要物		特定有害廃油			
積載した事業場の名称	積載日:平成 年 月 日	所在地	() -		
連絡先の事業場の名称		所在地	() -		
		連絡先	() -		

特記仕様書 (施工条件)		下記項目、事項のうち 印該当欄は、工事施工にあたって制約等を受けることになるので参考のため明示する。なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生した時は、甲(岡崎市)と協議し適切な措置を講じるものとする。			
明示項目		明示項目		制約条件等	
工程関係	1	関連する別途発注工事あり	ア.工種() イ.着工予定()		
	2	他機関協議による工程条件あり	ア.工種() イ.期間()		
	3	その他()			
用地関係	1	補償物件撤去までの着工制限あり	ア.区間(~) イ.着工予定時期(年 月)		
	2	その他()			
公害関係	1	施工法の制限あり	ア.騒音 イ.振動 ウ.水質 エ.その他()		
	2	事業損失防止に関する調査あり	ア.調査の項目()		
	3	その他()			
安全対策関係	1	鉄道等の近接作業制限あり	ア.工法制限あり イ.作業時間制限あり		
	2	発破作業制限あり	ア.防護工法指定あり イ.作業時間制限あり		
	3	交通整理員等の配置	ア.配置人員(人) イ.作業時間帯(昼間・夜間・24H) ウ.交代要員(有・無) エ.期間(日・ 月)		
	4	その他()			
工事用道路関係	1	一般道路(搬入路)の使用制限あり	ア.搬入経路指定あり イ.作業時間制限あり		
	2	一般道路の占用可能	ア.全面占用可 イ.片側占用可 ウ.時間制限あり		
	3	仮設道路の設置条件	ア.一般交通供用あり イ.安全施設必要 ウ.路面工(工種) エ.工事完了後存置		
	4	その他()			
仮設備関係	1	仮設物の指定または一部指定	ア.工種()		
	2	仮設構造物の転用、兼用あり	ア.仮設構造物()		
	3	その他()			
残土・産業廃棄物関係	1	残土の処理条件あり	ア.場所() イ.運搬距離(km) ウ.投棄料計上あり エ.押土、整地必要		
	2	産業廃棄物の処理条件あり	ア.種類() イ.運搬距離(km)		
	3	その他()			
工事支障物件等	1	占用支障物件あり	ア.電気 イ.電話 ウ.水道 エ.ガス オ.()		
	2	新設占用物件と重複工事あり	ア.電気 イ.電話 ウ.水道 エ.ガス オ.()		
	3	その他()			
排水工 (濁水処理含)	1	濁水、湧水等の処理条件あり	ア.方法()		
	2	その他()			
薬液注入関係	1	施工、管理方法の条件あり	ア.施工区分()		
			イ.注入材料及び注入量()		
			ウ.施工範囲()		
			エ.その他()		
XI その他	1	現場発生材あり	ア.品名() イ.納入場所()		
	2	支給品あり	ア.品名() イ.納入場所()		
	3	施工計画書の提出項目 (特記仕様書3条:請負金額1000万円未達の工事)	ア.省略できる項目なし イ.省略できる5項目のうち提出を指示する項目 (3)現場組織表、(5)指定機械及び主要機械、(6)主要資材、 (11)環境対策、(12)現場環境の整備		
	4	溶解スラグ資材の使用あり	ア.アスファルト合材 イ.コンクリート二次製品 ウ.路盤材 エ.埋め戻し材		

設計図書の照査チェック表（土木系工事）

照 査 項 目			
項 目	内 容	確認事実の有無	
設 計 図 書 の 確 認	特記仕様書（条件明示）の内容に関すること。	有	無
	金抜き設計書の設計数量と数量計算書との不整合	有	無
	設計図面と数量計算書に使用した寸法、記号及び規格の不整合	有	無
	必要項目の図面からの抜け落ち（水位、地質条件等）	有	無
	設計計算書の計算結果の図面への間違った反映	有	無
	設計図面間相互の不整合（構造図と配筋図等）	有	無
	図面が不明瞭	有	無
	その他設計図書の確認に関すること	有	無
		有	無
資 料 貸 与	資料貸与の確認 （地質、基準点、用地、地下埋設物台帳、測量・設計成果品等）	有	無
		有	無

【 照査フロー図 】



設計図書の照査チェック表（建築系工事）

照 査 項 目			
項 目	内 容	確認事実の有無	
設 計 図 書 の 確 認	特記仕様書の内容に関すること。	有	無
	必要項目の図面からの抜け落ち	有	無
	設計図面間相互の不整合（寸法、記号、規格等）	有	無
	図面が不明瞭	有	無
	その他設計図書の確認に関すること	有	無
		有	無
		有	無

【 照査フロー図 】

